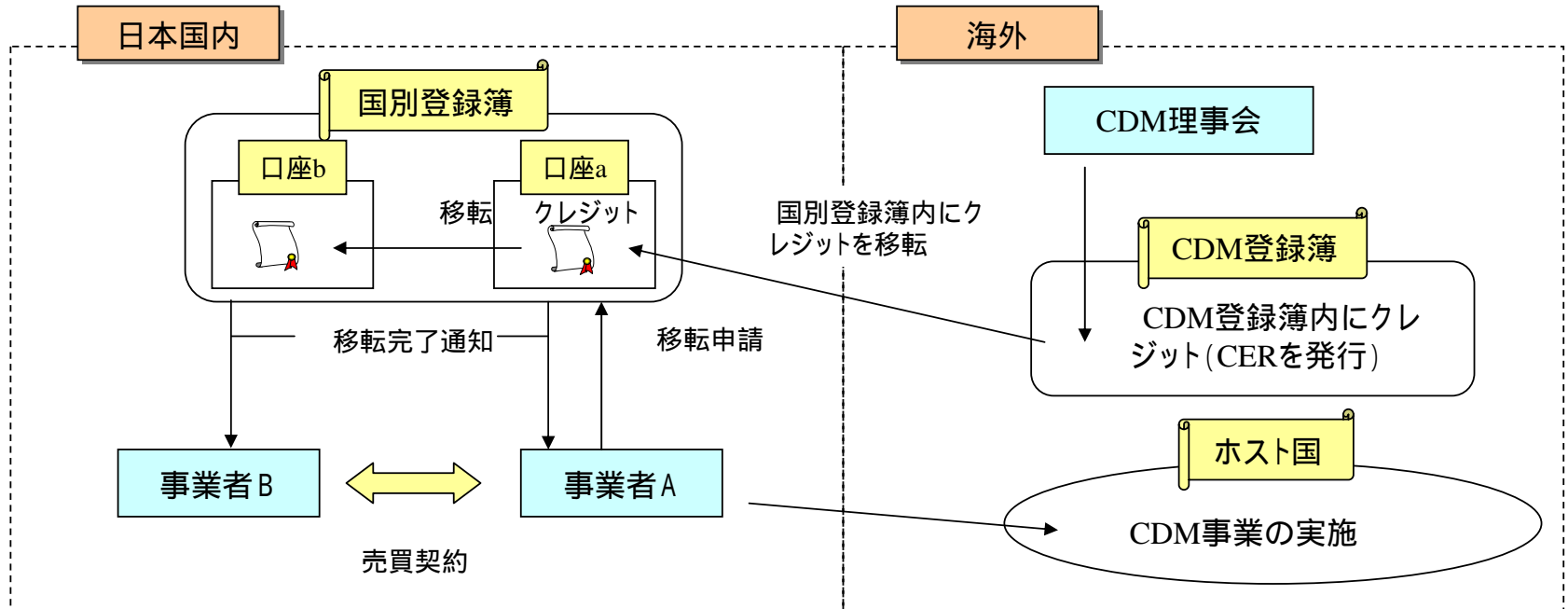


# 国別登録簿制度の概要

国別登録簿とは、京都議定書上のクレジット（AAU、CER、ERU、RMU）の発行、保有、移転、獲得、取消し、償却を管理するために附属書 国が設置する登録簿。  
利用者は国別登録簿内に保有口座を開設し、クレジットの保有、移転等を行うことができる。  
国別登録簿管理者は、経済産業省及び環境省。  
国別登録簿は、今後整備される国別登録簿利用規程に基づいて運用される。

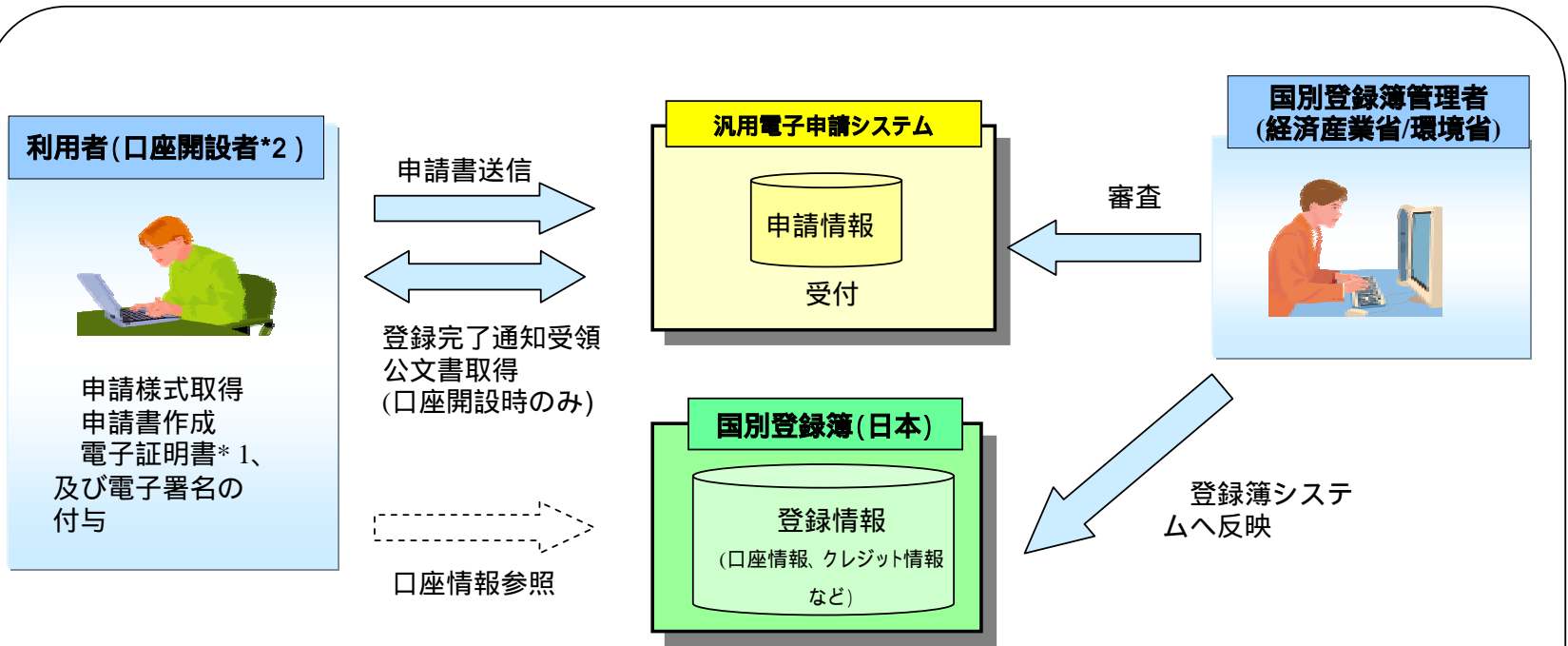


# 国別登録簿制度利用手続

申請は、原則として電子申請方式を利用する。

利用者は、汎用電子申請システムを利用して国別登録簿管理者（経済産業省、環境省）に対して、口座開設、クレジット移転等の申請等を行う。

国別登録簿管理者は、電子申請で受け付けた申請等进行处理し、結果を国別登録簿へ反映させる。



\*1 電子申請の利用にあたっては、電子証明書の取得が必要になります。